

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## ワクチンパスポート(接種証明書)

新型コロナワクチンの接種記録などを記載した証明書を市区町村において7月中下旬から発行予定。当面は海外渡航者が渡航先で提示するものとしての利用を想定。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

6/28(月) 大安	貿易記念日
29(火) 赤口	
30(水) 先勝	4月決算法人の確定申告ほか
7/1(木) 友引	全国安全週間(～7日)、路線価公表
2(金) 先負	半夏生
3(土) 仏滅	
4(日) 大安	米国独立記念日、大相撲名古屋場所初日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/21(月)	28,011 ▼953	110.02 ▼0.02
22(火)	28,884 △873	110.48 ▼0.46
23(水)	28,875 ▼9	110.87 ▼0.39
24(木)	28,875 ±0	110.87 ±0
25(金)	29,066 △191	110.75 △0.12

## 通常国会で4月以降に成立した主な改正法等

閉会した第204回通常国会において、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです。

◎民法等の改正……所有者不明土地の発生防止のため、不動産の所有権の登記名義人が亡くなり、相続等により所有権を取得した相続人に対して、3年以内に所有権の移転登記の申請を義務付けるなど。

◎育児・介護休業法等の改正……男性の育児休業取得促進のために子の出生後8週間以内の4週間まで育児休業を取得できる枠組みの創設や、妊娠・出産の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業取得の意向確認を義務付けるなど。

◎健康保険法等の改正……後期高齢者医療の被保険者(75歳以上)のうち、一定以上の所得(単身世帯の場合は課税所得28万円以上かつ年収200万円以上)がある方の窓口負担割合を2割に上げるなど。

◎産業競争力強化法等の改正……令和3年度税制改正で創設されたカーボンニュートラルに向けた投資促進税制や、デジタル技術を活用した企業変革(デジタルトランスフォーメーション)を促進するDX投資促進税制、中小企業経営資源集約化(M&A)税制の適用の前提となる認定制度の創設など。

◎特定商取引法等の改正……通販の詐欺的な定期購入商法や送り付け商法の対策強化、販売を伴う預託等取引の原則禁止など。

◎その他……\*憲法改正の国民投票の利便性を高める国民投票法の改正、\*安全保障上重要な土地等の利用状況の調査や利用を規制する重要土地等調査法、\*デジタル庁の設置などデジタル改革関連法、\*成年年齢引下げに伴い18、19歳の犯罪を厳罰化する少年法の改正、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201524

## 令和2年分の確定申告状況(所得税、贈与税)

令和2年分の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した方は2249万3千人で、そのうち申告納税額があった方は657万2千人、還付申告を行った方は1301万4千人でした。

贈与税については、48万5千人が申告書を提出し、そのうち暦年課税を適用したのは44万6千人、相続時精算課税は3万9千人です。また、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置は6万人が申告を行い、6772億円が非課税の適用を受けています。

なお、e-Taxを利用して申告書を提出した方は、所得税で789万9千人、贈与税で21万8千人となりました。

## ★★★ 7月のチェックポイント ★★★

※納期の特例の承認を受けている企業(従業員数が常時10人未満)の源泉所得税(1月～6月分)の申告・納付期限は7月12日(月)です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期限は7月12日(月)です。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続き期限は7月12日(月)です。

※東京五輪の1年延長に伴う7月～8月の祝日移動を再確認し、取引先との業務日程・行政サービスの利用・夏季休業の実施などを検討します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 第204回通常国会において4月以降に成立した主な改正法等の概要

## ◆民法等の改正及び相続土地国庫帰属法

- ・不動産を取得した相続人に対して取得を知った日から3年以内の相続登記や、所有権の登記名義人に対して住所等の変更日から2年以内の変更登記の申請を義務付けるとともに、それらの手続の簡素化・合理化を行う。
- ・相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることが可能となる制度を創設する。
- ・その他、\*所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度の創設、\*不明共有者がいる場合に公告等をした上で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度の創設、\*長期間放置後（相続開始から10年経過）の遺産分割は画一的な法定相続分で行う仕組みの創設などを講じる。
- ・施行は公布（令和3年4月28日）から2年以内の政令で定める日（相続登記の申請義務化関係は公布後3年以内、住所等変更登記の申請義務化関係は公布後5年以内の政令で定める日）。

## ◆健康保険法等の改正

- ・後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって一定所得以上（単身世帯は課税所得28万円以上かつ年収200万円以上、複数世帯は後期高齢者の年収合計320万円以上）の場合は、窓口負担割合を2割とする。
- ・その他、\*傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合はその分の期間を延長して支給を受けられるよう支給期間の通算化を行う、\*育児休業中の保険料の免除要件に月内に2週間以上の育児休業を取得した場合を加える、などの措置を講じる。
- ・施行は令和4年1月1日（後期高齢者の窓口負担の見直しは令和4年10月1日から5年3月1日の間に政令で定める日、育児休業中の保険料免除要件の見直しは令和4年10月1日）。

## ◆育児・介護休業法等の改正

- ・男性の育児休業取得促進のため、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる育児休業の枠組みを創設する。
- ・妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講じることを義務付ける。
- ・その他、\*労働者数1,000人超の事業主に対し育児休業の取得状況の公表を義務付ける、\*育児休業を分割して2回まで取得が可能、\*有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止など講じる。
- ・施行は令和4年4月1日（男性の育児休業取得促進のための枠組み創設や、育児休業の分割取得は公布（令和3年6月9日）から1年6月以内に政令で定める日）。

## ◆産業競争力強化法等の改正

- ・カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備・生産工程等の脱炭素化を進める設備に対する設備投資税制や、利子補給等を措置する。
  - ・デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革の計画を主務大臣が認定し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に必要な投資に対する投資促進税制や、低利融資を措置する。
  - ・赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ、低利融資を措置する。
  - ・経営革新計画・経営力向上計画について、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群を支援策の対象に追加する。
  - ・事業承継に先立ち実施するデューデリジェンス等を経営力向上計画の対象とし、中小企業経営資源集約化税制（M&A後のリスクに備える準備金・設備投資・雇用確保の促進）を措置する。
  - ・一部株主が所在不明であるため事業承継が困難となっている旨の認定を受けた中小企業者について、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する。
  - ・施行は一部を除き、公布（令和3年6月16日）から3月以内に政令で定める日。
- ◆特定商取引法・預託法等の改正
- ・通販において定期購入でない誤認させる表示等に対する罰則化や、その表示によって申込みをした場合に取消しを認める制度を創設する。
  - ・送り付け商法について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等を行う。
  - ・販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定するほか、原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度を創設する。
  - ・施行は一部を除き、公布（令和3年6月16日）から1年以内に政令で定める日。